

鳥労基発 0516 第 3 号  
令和 5 年 5 月 16 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



令和 5 年度における林業の安全対策の推進について

日頃より、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 4 月から令和 10 年 3 月までの 5 年間の計画期間とする第 14 次労働災害防止計画（令和 5 年 3 月 8 日厚生労働省策定、令和 5 年 3 月 27 日公示。以下、「14 次防」といいます。）が策定されたことを受け、今般、その初年度である令和 5 年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項が、厚生労働省安全衛生部安全課長から、別添のとおり示されましたのでお知らせします。

当局では、平成 30 年 4 月から令和 5 年 3 月までを計画期間とする第 13 次労働災害防止推進計画（以下、「13 次防推進計画」といいます。）において、林業の数値目標を「令和 4 年までに休業 4 日以上の死傷者数を平成 29 年と比較して 5%以上減少させ、15 人以下とする。」と設定して、その目標達成のために安全対策の推進を図って参りましたが、令和 4 年の休業 4 日以上の死傷者数は 11 人となり目標を達成しました。

14 次防を踏まえて策定した当局の第 14 次労働災害防止推進計画においては、林業における数値目標（アウトカム指標）を、「死亡者数を 13 次防推進計画期間中よりも減少させる。」と設定しており、この目標達成のためには、さらに労働災害を減少させなければなりませんので、より一層の安全対策の推進が不可欠です。

つきましては、別添の留意事項をご了知いただき、傘下会員等関係事業者に周知されること等により、引き続き、林業の安全対策の推進にご協力を賜りますようお願いいたします。

